

R6.6 大田市役所市民課

大田市乳幼児等医療・子ども医療制度の改正について（お知らせ）

1. 制度改正の時期 令和6年10月診療分から ※報道内容について **資料No.1 資料No.2**
島根県の助成制度は令和7年4月から改正

2. 助成内容について

(1) 子ども医療費助成

大田市内の18歳までの全てのお子さんの自己負担を無料にします

(保険診療分の自己負担額のみ)

※18歳とは、18歳に到達する日以降最初の3月31日までのこと

区分		改正前	改正後
「乳幼児医療」 0歳～小学校就学前	入院	無 料	無 料 (変更なし)
	通院		
	調剤		
「子ども医療」 小学校入学～中学校卒業	入院	無 料	無 料 (変更なし)
	通院		
	調剤		
「子ども医療」※新規 中学校卒業後～18歳	入院	自己負担あり	無 料
	通院		
	調剤		

(2) 乳幼児等医療費助成 (1) の無料化拡大に併せ、以下のとおりとします。

- ① 20歳未満の慢性呼吸器疾患等の16疾患群に係る入院医療費について
自己負担額を全額助成する。(償還払いのみ)
- ② 「小児慢性特定疾病医療受給者証(島根県発行)」にて認められた医療に係る
自己負担額を全額助成する。(償還払いのみ)

改正前	中学卒業後から20歳未満まで助成対象とする
改正後	19歳に到達する年度から20歳未満まで助成対象とする

3. 受給資格証の郵送について【9月中】

- ・新たな「子ども医療費受給資格証」の対象者
- ・現在の対象者(期限延長したもの)

4. その他 制度上の大きな変更はありません